

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託基本仕様書【はつかいち中部】

1 業務名称

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託【はつかいち中部】

2 目的

介護保険法（以下「法」という。）第115条の46の規定に基づく、地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日

4 実施主体

事業の実施主体は廿日市市とし、事業の目的を十分に理解し、業務を適切に実施できると認められる者に委託して実施する。

5 委託業務内容

センターの業務は次のとおりとする。

なお、各業務遂行に関しては、国の定める地域支援事業実施要綱及び「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号一部改正：平成30年5月10日）、「廿日市市地域包括支援センター運営方針」に基づき行うものとし、具体的な運用については、一般財団法人長寿社会開発センター発行「地域包括支援センター運営マニュアル4訂」を参照し、適切に実施すること。

また、地域共生社会の実現を目指し、他分野の関係機関と連携し、制度や分野を超えた相談支援を行うこと。

(1) 包括的支援事業

ア 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）

（法第115条の45第1項第1号ニ）

介護予防ケアマネジメント業務は、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、リエイブルメントの視点を持ち、高齢者自身が地域で自立した日常生活が送れるよう一般介護予防や市町村の独自施策、社会資源等につながるように支援し、必要があればその心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を一体的に取り組むこと。

なお、本事業における、介護予防ケアマネジメント費については、別途支払われるものとする。

業務の内容としては、アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議、利用者への説明、ケアプランの確定・交付、モニタリング等を行うものである。

イ 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

地域の高齢者等（以下、「高齢者等」という。）が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

(ア) 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係機関とのネットワーク構築を行うこと。

(イ) 実態把握

(ア)で構築したネットワークを活用するほか、市からの情報提供、関係機関及び地域の社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者及びその家族の状況や課題の把握に努めること。

特に、地域から孤立している世帯、介護を含めた重層的な課題を抱える世帯、支援が必要な世帯については百歳体操など地域にある通いの場や民生委員等からの情報も活用し、必要な支援や適切な社会資源につなげることができるように留意すること。

(ウ) 総合相談支援

初期段階の相談受付から課題を明確にし、その相談の緊急性、専門性等により関係機関の紹介やチームでの対応、継続的な支援などを行い課題の解決を図ること。

a 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができるかと判断した場合には、相談内容に即したサービスや制度又は社会資源に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

b 継続的・専門的な相談支援

aの対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。訪問（アウトリーチ）による相談支援や情報収集を行い、支援計画に基づき適切なサービスや制度、社会資源につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

c ダブルケア・ヤングケアラー等の相談対応

高齢者に関する相談以外に、障がい者や子ども等に関する相談があった場合は、相談内容を聞き取り、担当部署や適切な関係機関につなげることとする。担当部署等につなげた場合でも、世帯として高齢者に関する課題や、障がい者や子ども、生活困窮に関する課題が複合的にある場合も想定されるため、関係機関と連携を取り、対応すること。市を通して関係機関へつなぐ場合は、悩みを抱える人に「気づき」「丸ごと受け止め」「専門機関につなぐ」「包括的に支援する」ためのツールとして、市が作成した「つなぐシート」を活用することができる。

d 困難事例への対応

高齢者やその家族に複合化・複雑化した課題が存在している事例や高齢者自身が支援を拒否している事例等、対応が困難な場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し、センター全体で対応を検討した上で必要な支援を行う。また、重層的な支援が必要な場合には、多機関協働事業の実施にあたっては、市との連携を図り、協力すること。

e 広報活動

センターに対する理解と協力を得るため、広報誌やチラシ等の配布、市民センター等が開催する相談会等を通じて広報活動を行う。

ウ 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うこと。

(7) 成年後見制度の活用と普及

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者及びその親族に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行う。申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行えない特段の理由がある場合で、成年後見制度の利用が必要と認める場合、速やかに市の担当部署に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげること。

成年後見制度を幅広く普及させる広報啓発を、社会福祉協議会等と協力し、地域住民や関係機関等へ実施すること。

(4) 一時保護及び措置入所への対応

虐待等の理由で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の検討を求めること。但し、措置期間は短期間であるため、措置入所（短期）後、できる限り速やかに必要なサービス等の利用へつなぐよう、高齢者や親族等の状況を把握し支援すること。

(5) 高齢者虐待への対応

通報や相談により、虐待を受けていると疑われる高齢者又はその関係者を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」等に基づき速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等適切な対応をとるとともに、特に緊急の対応が必要と判断した場合は速やかに市へ報告し、連携して対応すること。

対応にあたっては「廿日市市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき対応し、市との連携を密にして対応すること。

(6) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握したときには、地域包括支援センターの専門職が相互に連携しセンター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。また、必要に応じ市に報告し、対応について協議を行うこと。

(オ) 消費者被害の防止

消費生活センターと連携し、啓発活動を推進する等被害防止に努め、被害情報を把握した場合は速やかに市に報告すること。対応にあたっては関係機関との連携を密にし、警察等とも連携すること。

(カ) 終活支援

本人の希望と選択に基づいた生活を送ることができるよう、人生会議（ACP）や在宅療養に関する理解促進のための出前講座等を実施する。関係専門職団体等と連携し、通いの場、老人クラブ、サロンの世話人、地域のボランティア活動団体等、様々な場に出向き、自分らしい暮らしを考えるきっかけづくりに取り組む。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等による連携により個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携と協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

(イ) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、廿らっプラチナボランティア活動、百歳体操やサロンなど介護保険サービス以外の地域の社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備すること。

(ロ) 地域における介護支援専門員のネットワークの構築及び活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設置するなど、介護支援専門員のネットワークを構築しその活用を図ること。

(ハ) 介護支援専門員に対する個別支援

地域の介護支援専門員に対し、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など専門的な見地から個別指導、相談対応を行う。地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこと。

(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

高齢者等が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、人と人がつながりあえる取組を通じて、住民主体の通いの場や集いの場が継続的に発展すること、また、リハビリテーション等の専門職の視点を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態となっても生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進すること。

ア 高齢者等に対し、市主催の介護予防の教室・講座・講演会や、住民主体の通いの場等について、周知・普及に取り組み、主体的に介護予防に取り組む高齢者の増加に努める。

イ 地域で継続した取組ができるよう担い手の発掘や住民主体の通いの場の立ち上げ等の支援を行う。

ウ 地域の自治会、サロン等高齢者が集まる機会に積極的に参加し、介護予防に関する情報提供を行い、一般介護予防事業や通いの場等への参加勧奨や、参加支援を行う。

また、あわせて高齢者の生活支援に関わる制度、情報、在宅療養等に関する情報提供及び利用等の情報提供を行う。

エ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）双方の取組を推進するため、市と連携を図り協力する。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務（法第115条の45第2項第4号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、市と連携して次に掲げる業務を行うこと。

ア 地域の医療・介護サービス資源の把握

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

ウ 地域住民への普及啓発

(4) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

担当地域内において、社会福祉法人、民間企業、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、地域課題の洗い出しと課題共有を進め、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに市及び社会福祉協議会と協働して取り組む。

(5) 認知症総合支援事業に関する業務（法第115条の45第2項第6号）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うため次に掲げる業務を行うこと。

ア 市が設置する認知症初期集中支援チームに関する市民や関係機関への周知、必要な連携、協力をを行い、認知症の人やその家族に対するできる限り早い段階からの支援の開始や、地域における医療・介護等の連携の推進を図ることを目的として、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための体制づくりを行い、各関係機関のネットワークの構築を進めること。

イ 一般介護予防事業業務において地域住民等と連携する際は、参加者等の状況把握を行い、認知症が疑われる場合は、必要な支援につなげること。

ウ 認知症の方やその家族が、地域で生活するために必要な支援体制構築を、地域住民等と協力し進めること。構築にあたっては認知症の方やその家族の意見を十分に反映させること。

エ 認知症に関する知識等に関する講習会（出前講座等）等を開催し、地域住民への普及啓発活動を行うこと。

オ 認知症高齢者等の実態把握において、外出したまま戻れなくなる等により生命に危険のある高齢者やその家族を支援するため、はつかいち見守り安心ネットワーク事業の事前登録制度を推奨しその普及に努めること。また、行方不明の連絡があった場合は、関係機関と連携を図り、情報収集に努めること。

カ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望

をもって暮らすことができるように、本人・家族等からの情報発信の支援・認知症の理解促進・介護者への支援をすること。また、認知症施策推進基本計画において提唱された「新しい認知症観」（認知症の人を支える対象としてのみ捉えるのではなく、本人の意思や希望を尊重し、地域の一人として共に暮らすという視点）の重要性を反映させた施策を推進すること。

(ア) 本人・家族等からの情報発信の支援

認知症の人が自らの意見を発信し、意思決定できるよう、当事者同士で集まり話し合う場や、本人だからこそその気づきや意見を地域に伝えていく機会をつくる。

(イ) 認知症の理解促進

認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター等と連携・協働し、地区ごとの生活機能低下リスクの実態や住民ニーズを踏まえた教室や講座を開催し、地域における認知症予防の意識の高揚や住民同士の支え合い活動の普及促進を図る。

(ウ) 介護者への支援

家族介護者の負担や悩みを傾聴することを通じて、必要な支援につなぐとともに仕事と介護の両立に向けた制度の周知を行う。また、介護離職の防止に向けて介護者の相談先の一つであるセンターを広く周知するとともに、企業の介護に対する理解促進を図る。

(6) 地域ケア会議推進事業に関する業務（法第115条の48第1項）

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職等や、地域の支援者等多職種協働による地域ケア会議を開催する。支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための地域ケア個別会議を多様な関係者で行うことを通じて、介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質を高めることや、高齢者等の実態把握、地域包括支援ネットワーク構築及び地域課題の把握を行う。地域ケア個別会議で抽出された地域課題を市に報告し、市と課題の共有を図ること。

(7) 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

指定介護予防支援事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

この指定介護予防支援の業務を行うため、法第115条の22の規定に基づき、市の指定を受けること。

業務の内容としては、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うものである。

(8) その他の業務

ア 災害時要配慮者（高齢者）への支援

地域包括支援センターが把握する要配慮者（高齢者）について、平時から災害時における対応策の検討を行うこと。

イ 申請代行業務

(ア) 必要に応じて高齢者等の保健福祉の利用申請手続の受付、申請代行等の便宜を図る。

(イ) 介護保険法による住宅改修に関する支援が必要な高齢者等に対して、適切な助言や理由書等の作成等支援を行う。

ウ 会議等への出席等

- (ア) 毎月1回市が開催するセンター所長会に出席すること。また、センターに配置される3職種それぞれについて、センター相互間の連携や情報共有のため、市が開催する各専門部会に出席すること。
- (イ) 廿日市市高齢者虐待防止等ネットワーク会議、地域密着型サービス事業所運営推進会議、専門職会議、民生委員児童委員協議会定例会、その他関係機関が主催する会議に必要なに応じて参加すること。

エ 実績報告等

年間活動内容について、国、県等からの照会に回答できるよう実績管理を行い、必要なに応じて市に報告すること。

オ 地域包括支援センター運営協議会での報告、説明

市が開催する地域包括支援センター運営協議会において、事業報告等を提出し、必要がある場合は会議において説明すること。

カ 年間事業計画、年間活動報告及び評価

センターの業務に関し、年間事業計画を策定し市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。また、年間の活動報告書を作成、評価し、年度終了後市に提出すること。

キ その他センターを適正に運営するために必要な業務

地域包括ケアシステムの構築を目指し、市と協働して必要な取組を行い推進する。

6 担当圏域

圏域	小学校区等	区域
廿日市中部	宮内、金剛寺 宮園、四季が丘	串戸、宮園、宮園上、四季が丘、四季が丘上、峰高、宮内（宮内73番地・76番地及び94番地を除く。）、六本松、宮内工業団地、地御前二丁目22番から29番まで
高齢者人口	7,778人 高齢化率35.1%（令和8年4月1日住民基本台帳）	

7 設置場所及び設備

(1) 設置場所

ア 原則として、センターの圏域内において、交通の利便性、わかりやすさに配慮して設置すること。
センターは原則1階に設置し、2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。

イ バリアフリーに配慮した場所や設備にすること。

ウ センターの設置場所は、利用者の利便性や個人情報保護等の観点から、受託法人が実施する当該センター以外の事業の実施場所と敷地及び建物を別にすることが望ましいが、やむを得ず、当該センター業務を含む複数の事業を同一の敷地及び建物内で実施する場合は、地域包括支援センター設置場所と、それ以外の事業の実施場所については、それぞれの個人情報等の管理等が適切に行うことができると市が認めた場合を除き、部屋を分ける等明確に分離すること。

なお、センターの場所が利用者に明確に分かるような案内表示を行うこと。

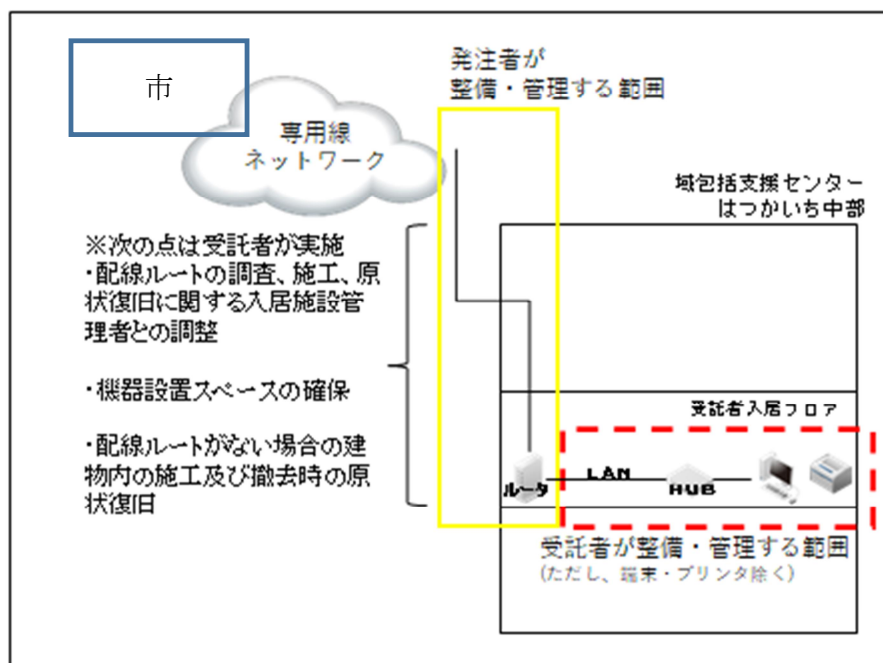
(2) 事務所について

- ア センターの運営に必要な事務室、相談室を有していること。
- イ 相談室については、プライバシーが確保されるように配慮すること。
- ウ 機械警備等によりセキュリティを確保すること。
- エ 軽易な相談に対応できる受付用カウンターを設けること。
- オ 賃貸物件にセンターを設置する場合、設置予定物件に関する賃貸借契約が成立していなくても応募は可能であるが、事業実施が決定した後は、速やかに建物所有者と賃貸借契約を締結しなければならない。

(3) 設備について

- ア 事務備品については、従事者分の事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫、専用の複合機、固定電話、携帯電話を配備すること。
 - イ インターネット接続環境を確保するとともに専用メールアドレスを取得すること。回線使用料については、本業務の委託費に積算すること。
 - ウ センター職員が専用利用できる軽自動車を、市との協議の上決定する台数をリースにより取得し、軽自動車にセンター名称を掲げること。本業務の委託費には軽自動車のリース料を積算すること。
 - エ 駐車場は、来訪者専用を確保し、車椅子の来訪者を考慮した広さを有すること。場所は敷地内又は隣接地に確保することが望ましい。センター用車両を置く駐車場は、受託者で別に用意すること。
 - オ センターの看板等を設置し、地域住民への周知に努めること。
 - カ 本業務の委託期間中、次のものについては委託者が無償で貸与または使用を許可する。
 - (ア) 本委託業務で使用する地域包括支援センター用システム「ほのぼの」
 - (イ) 上記のシステムを利用する端末（配置人員1名について1台）及びプリンター1台
 - (ウ) 下図に示す黄枠は市が整備する（ただし、一部、受託者実施部分あり（※））。
 - (エ) 受託者は、下図の破線部（ルータから端末等の配線など）の整備及び管理を行うこと。
- また、市から貸与された備品等について、受託者の責めに帰すべき事由により紛失、汚損又は破損した場合は、その損害を賠償すること。なお、上記以外で、本業務の遂行に必要な備品、機器類については、受託者が別途設置すること。

図 システムの責任分界点



キ 市から提供するシステムの利用に関しては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）に準じて安全管理措置を行うようにすること。

【個人情報保護委員会ホームページ】 <https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

8 業務対応窓口

(1) 窓口開設時間

窓口開設時間は、市窓口開設時間に準ずる。

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を勤務日とすることができる。

(2) 相談等の受付時間

相談等の受付時間は、窓口開設時間とする。

(3) 緊急対応

夜間や休日を含む緊急時に備え、あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定めるとともに、緊急時には24時間連絡可能な体制構築を行い、速やかに対応すること。

なお、緊急時の連絡体制については受託者の本体施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

また、あらかじめ緊急時の連絡先を市に届け出ること。

(4) 苦情対応

苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し再発防止に努めること。

また、必要な場合は速やかに市に報告し、指示を受けること。

9 センターの人員配置

(1) 包括的支援事業の実施に必要な人員配置

センターにおける包括的支援事業に必要な人員は、廿日市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第4号）第4条に規定する人員に関する基準に基づき、配置するものとする。

なお、指定介護予防支援業務を兼務する場合は、取り扱う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの件数は、包括的支援事業に支障をきたさぬようにすること。

また、センター職員は、それぞれの専門性を活かしつつ、連携・協働の体制を作り上げ、センター業務をチームとして遂行していくこと。

従事者は4名以上とし、下記の3職種をそれぞれ1名以上常勤、専従で配置すること。

ア 保健師その他これに準ずる者

保健師に準ずる者は、地域ケア、地域保健等に関する業務経験のある看護師とし、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。但し、准看護師は含まないものとする。

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

社会福祉士に準ずる者は、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務経験が3年以上ある者とする。なお、準ずる者の配置をした場合は、将来的に社会福祉士を配置すること。

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

主任介護支援専門員に準ずる者として「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

3職種の準ずる者の配置については、職員確保が困難等の事業による場合のみ可とする。

中部圏域における人員は次のとおりとする。

圏域	ア保健師又はこれに準ずる者 (常勤専従)	イ社会福祉又はこれに準ずる者 (常勤専従)	ウ主任介護支援専門員その他これに準ずる者 (常勤専従)	アからウまでのいずれかに該当する者 (常勤換算可)	合計
中部	1	1	1	1	4

(2) センター所長（管理者）

業務の適切な管理、地域との連携構築などを担当するため、センターに所長を配置すること。なお、上記(1)の職員が兼務することもできる。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務の人員配置

介護予防ケアマネジメント業務に当たる者として、介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員を必要数配置すること（非常勤職員でも可能）。

この担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する介護予防支援に関

する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者とする。

- ① 保健師
- ② 介護支援専門員
- ③ 社会福祉士
- ④ 経験ある看護師
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

(4) 認知症地域支援推進員

認知症の人への効果的な支援を行うために、市が定める資格を有し医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を1名配置するものとする。配置後は、市が定める研修を受講するものとし、受講に係る費用については、委託料に含めるものとする。

(5) 事務員

必要に応じて配置できるものとする。

(6) 配置職員の変更

配置された職員に変更が生じる場合は、事前に報告するものとする。

(7) 欠員時の補充

職員の退職、休職その他の事情により、所定の人数を配置できなくなった場合は、速やかに市に報告し、代替えの職員を配置するものとする。

(8) 兼務関係

センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要であるが、次の場合は兼務しても差し支えない。

- ① 包括的支援事業に配置する専門職員を仕様書に示す人数を上回って配置する場合で、包括的支援事業の実施に支障がないと市が判断する場合は兼務して差し支えない。
- ② 介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務であるため、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは(1)及び(3)の各要件を満たす者であれば、兼務して差し支えない。

また、指定介護予防支援事業所の管理者は専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、指定介護予防支援の業務又はセンターの業務に従事する場合には兼務を可とする。

10 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託

指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託することができる。この委託に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 公正・中立性を確保する観点から、委託に関し廿日市市地域包括支援センター運営協議会に報告すること。
- (2) アセスメント業務、介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。また、受託する事業者が本来行うべき指定居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、委託する業務の範囲及び業務量について十分に配慮すること。

- (3) 委託先の指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。
- (4) 指定介護予防支援業務に係る責任主体はセンターであり、委託を行った場合でもあっても委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。
- (5) 委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払う委託費は、別途市が指定した額とする。
- (6) 委託先が正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

11 相談への対応

開設時間内においては、1名の従事者は事務室に残り、相談業務等に対応できる体制をとること。
なお、従事者すべての出席が必要な会議、緊急対応が必要な場合等はこの限りではない。
ただし、この場合においても可能な限り事務員等を事務室に残し、取次業務を行うこととする。

12 資質の向上

業務に従事させる者に、本業務の果たすべき役割の重要性を理解させ、各研修会、他職種との交流等あらゆる機会をとらえ、個別サービス計画の作成、ソーシャルワーク等の技術等に関し、資質の向上に努めること。

13 提出書類等

受託者は、委託期間にわたって次の書類等を提出すること。

- (1) 年度当初
 - ①事業計画書
 - ②収支計画書
 - ③個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者届出書
 - ④休日・夜間等の緊急時連絡体制届出書
- (2) 毎月
 - センター業務の実績（翌月15日までに提出）
 - ・介護予防ケアマネジメント事業実績
 - ・総合相談支援事業実績
 - ・地域ケア会議実績
 - ・高齢者虐待対応実績
 - ・出前講座実績
 - ・指定介護予防支援事業実績
- (3) 年度末（翌年度4月末まで）
 - ①実績報告
 - ②収支報告書
- (4) その他実績の提出が必要と市が判断したもの

14 会計・経理

- (1) 経理区分は委託料と介護報酬を明確に区分して処理すること。

運営事業に係る経費の内容を明らかにするため、センター事業として独立した経費に関する帳簿、その他関係書類を備え付けるものとする。

- (2) 委託料の請求・支払

受託者は、委託料を概算払いにより請求できるものとし、概算払いを行う場合は委託料の請求書を市に提出すること。

概算請求を行わない場合は、業務完了後13に規定する実績報告の審査終了後、委託料の請求書を翌月までに市に提出する。

年間委託金額を2分の1ずつ半期ごとの4月、10月に請求書を提出すること。

市は適法な請求書の受理後30日以内に委託料を支払うこととする。

- (3) 委託料の精算

概算請求を行った場合は、毎年書面をもって委託料を精算しなくてはならない。なお、精算により確定する市の負担額は、当該年度の委託料上限額（契約額）を超えることはできない。

毎年度業務終了後10日以内に、市の定める様式により「収支報告書」を提出すること。その際にセンターの運営費から介護予防支援等にかかる報酬額（ただし、当該報酬額の10%に相当する額は受託者の収入として取り扱うものとし、精算における控除対象からは除外する）を控除した額が委託料を下回った場合については、その差額を報告後30日以内に市へ返還するものとする。

- (4) 事業の実施に要する経費を利用者から徴収してはならない。ただし、制度改正等により利用者からの費用徴収が必要となった場合の取扱いについては、市と受託者で別途協議し、決定するものとする。

15 法令等の遵守等

- (1) 受託者は地域包括支援センターを運営するにあたり、介護保険法ほか関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

- (2) 老人福祉法、介護保険法、厚生労働省の通達等の熟知に努め被相談者に対し各種保健福祉サービスを適切に勧奨すること。

また、各種の保健福祉介護サービスの利用にかかる申請手続に便宜を図るとともに、関係機関との連絡調整を的確に行うこと。

16 秘密の保持

受託者は、個人情報の取り扱いにつき、別紙個人情報取扱特記事項、情報セキュリティに関する特記事項及び関係法規等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その紛失・漏洩がないようにすること。

また、各事業の実施にあたり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

17 公平・中立性

受託者は、地域包括支援センターを運営するにあたっては、市の施策との一体性を保ち、正当な理由

なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう公平・中立性に充分配慮すること。また、高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、地域福祉の中核機関として、公平・中立な立場から偏りが無いよう特に配慮すること。

18 苦情等の対応

苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告し、指示を受けること。

19 受託法人の変更

- (1) 受託法人が変更となる場合は、本業務の移行を円滑に行うため、変更前の受託法人と協力して利用者および関係機関への支援が途切れないよう業務全般にわたる引継ぎを令和9年3月末までに行うこと。
- (2) センターは、高齢者等との密接なつながりを持ちながら高齢者や家族等を支えている重要な機関であるため、受託法人が変更となる場合は、令和9年3月末までに変更前の受託法人と協力して、高齢者や地域住民、関係機関等に対して、設置場所、業務の引継ぎ等について十分な説明を行い、理解が得られるよう最大限配慮すること。
- (3) 次回契約時に受託法人が変更となる場合は、業務の移行を円滑に行うため、変更後の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを、市が指示する日までに行うこと。また、地域包括支援センターとしての介護予防事業所の指定について、市の指示に基づき必要な手続きを行うこと。

20 その他

- (1) センター開設後の1年間については特に、センターの利用に当たって混乱が生じないように、地域住民や関係機関等に対して、センターの開設に係る周知活動を積極的に実施すること。
- (2) 廿日市市地域包括支援センターの運営業務を受託していることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「廿日市市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、本市職員に準じた対応に努めること
- (3) 業務継続計画（BCP）の策定等
受託者は、感染症及び災害等の発生時においても、利用者への支援及びセンター業務を継続的に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、必要な体制整備、職員研修及び訓練を定期的実施すること。
また策定した業務継続計画については、必要に応じて見直しを行うこと。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止
受託者は、感染症の発生及びまん延防止に努めるものとし、感染症予防対策委員会を6月に1回以上開催するとともに指針の整備、職員研修、及び訓練を実施すること。
- (5) 虐待防止の推進
受託者は、高齢者虐待の防止及び職員による虐待防止を推進するため、虐待防止委員会を1年に1回以上開催するとともに、指針の整備、職員研修及び必要な措置を講じること。